

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。議案第1号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体それぞれの個人情報保護に関する規律であります。

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を、個人情報の保護に関する法律に統合されることになりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第2条において引用しています「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この新旧対照表のところ、その変更したところで、行政機関の保有するところなくなるわけですが、その個人情報の保護に関して、ここで守らねばならないというか、対象とするこの個人情報の範囲が、行政機関以外のところの情報も束ねてしまうというふうな意味合いで取れるのか、その辺はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、個人情報については、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、収入、そういったものが個人情報に値するとなっております。

今回の改正についてですけれども、3つの法律が一つに統合されたといったところございまして、今回は統合だけなんですけれども、この後、令和5年4月1日からまた条例の改正が必要となります。

といいますのも、今現在は、国のほうは個人情報の保護法に基づいて行っております。しかし、各地方公共団体は、各自治体の条例に基づいて実施のほうをしておりまして、いわゆる横並びとなっている状況です。令和5年4月1日からは、上位に個人情報の保護法

が来まして、その下に個人情報の保護条例が来るといったことで、大本の法律が上に来まして、その下に個人情報の保護条例が来ると、そういった改正も今後控えているといった状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そうすると、上位法があつて、それでこの下にこれがあるということ。横並び。

ちょっと聞くのは、この行政機関の保有するという、今、私たち美浜町の自治体が持っている住民の情報ですよね。その範囲かと僕は思ったんですけども、それ以外というか、行政機関が持っていないところの個人の情報というのも調査したりして、それをそれらの行政機関が持っていない範囲の情報まで、範囲として対応していくというふうな内容になるものなのかどうかということなんですけれども。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

あくまでもこれについては、美浜町の個人情報保護条例ということの中で、行政機関の中での個人情報保護条例というふうに認識してございます。

よって、行政機関以外のものについては対象外となるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和4年1月14日、総務省からの通知により、昨年8月に人事院が行った妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児

休業、部分休業等の取得要件の緩和等について、条例改正など所要の措置を講ずるよう通知がありましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第2条の育児休業をすることができない職員、第18条の部分休業をすることができない職員の改正は、いずれも非常勤職員で取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止することになりましたので、当該要件に係る規定を削る改正でございます。このことにより、初年度から育児休業、部分休業の取得が可能となります。

第22条、第23条の改正は、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、条例中に規定を新設するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この第23条のところでの、研修等を実施していくということですが、すけれども、どのようなときに実施していくのか、その辺の今予定とかはどうなっていますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

第23条第1号の職員に対する育児休業に係る研修の実施ということですが、今後講じなければならないといったところでございます。現在は、育児休業のことに対しての研修のほうは実施してございません。今後、そういったことで研修のほうを実施していくという今回の改正でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ということは、例えば新規に新しく採用された会計年度職員さんとかからも対象として、この育児休暇を取れることになるんですね。その辺に関して、ということは採用された時点で、そういうふうにこういう制度があるんですよとか、こういう状況というのを説明されていくということによって理解してよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

新規に採用された会計年度任用職員の方、その方々にも何らかの形で周知のほうもしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 関連しての質問であります。新規の会計年度任用職員、そういうことではなくて、全職員対象にこういうことをするという理解ではないのですか。第23

条に関してですけれども。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この育児休業の今回の改正については、当町ではそういった会計年度任用職員の職が対象となるわけなんですけれども、あくまでも今回のこの第23条関係についてですけれども、職員が育休の取得を希望どおりの育休期間の承認を請求できるように配慮するようになってございます。ということであれば、会計年度任用職員だけではなくて、全職員が対象となってきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） 議案第3号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、第3条第2項では、消防団員等公務災害の補償を受ける権利を担保する特例部分のただし書を削る改正でございます。

このことにより、利用者の困窮化を招くことなどの指摘を踏まえ、受給権保護の観点から、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、年金を担保とする貸付事業が廃止となります。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。堅い言葉でよく分からなかったんですが、要はこういう措置

をされて年金の受給権者に不利益はないのかというところと、それとなぜただし書を削るような状況になったのか。今のちょっと説明早口であれやっただんですけれども、貸金業法か何かでそれを担保に取ることがもう禁止になったから削られたという理解でいいのか。

しかし、その附則には、本人がよければというか、受給権者が承諾すれば担保に入れられるということで、何ら変わりがないような気もするんですけれども、その辺だからもう一度ご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず不利益になるのかというところなんです、この法律が施行されたことによって、遺族年金であったりとか、そういう年金に関して担保に入れることができなくなります。この年度が令和この3月31日までということになります。4月1日以降からはその貸付事業ができなくなるということでもあります。

ただし、3月31日までに申し込んだ方につきましては、今までどおり受けられるというような内容となっております。

これに関して、これがどういうふうに変更されたかという、やはりその年金を担保に入れることによって、本来生活に充てられるべき年金が返済のほうに充てられるというようなことが多々あったということで、国のほうが改正をしたということによって、今回この改正をするということになりました。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって議案第3号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） おはようございます。議案第4号 工事委託契約の締結について、細部説明を申し上げます。

西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線、寺田橋架替工事等につきましては、和歌山県との間で、工事等の施工とその負担する費用について毎年度協定書を締結し、県に委託して実施していくものであり、今年度最終年度でございます。

令和4年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いする

ものであり、金額につきましては99,750千円で、工事費2億37,500千円の42%、内容は、新橋に係る上部据付け、周辺町道との取り合わせ工事を予定しております。

また、契約の相手方は、和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地、和歌山県知事でございます。

補足といたしまして、工事等の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番です。まず、この内容が今さらどうこうではないのですが、私のこの架け替えの必要性を以前説明されたときに、河床の切削工事をするので、各基礎というんですかピア部の底の深さが足りないから、どうしてもそこをピアをやり直して架け替えしなければならないという説明を聞いたやに記憶があるんですが、それはそれでよいのかどうかというのがまず1点と、あとは少しちょっと面倒をかけるかも分かりませんが、これ上部工と下部工を合わせて総事業費が幾らで、負担割合はこれ10分の4.2という説明も以前聞きました。

要はその補助率がどうで、起債があつて、交付税措置が何%とか、そういうのを全て勘案をして、要は総事業費に対して美浜町、我が町として一般会計からどれぐらいの持ち出しになったのかと。そこをもう今年度最終でありますので、総括で金額のお示しを願いたい。

なお、下部工と上部工で補助率とかそのあたりが違うのであれば、分けてお示しいただけるとありがたいです。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） まず、架け替えの必要性についてお答えさせていただきます。

谷議員おっしゃるとおり、今、西川河川の改修において、流下能力向上のために河道掘削を実施しております。そのため、旧寺田橋の橋脚の部分について、埋設深さが足りなくなるというようなところで、架け替えが必要であるということでございます。

それと、あと、まずこの事業に対して補助率については同一でございます。

すみません、各部分に分けておるんですけれども、総合計がちょっとまだできておりませんけれども、全体、まず護岸についている橋台ですけれども、その総工費が、請負額が1億24,122,900円でございます、和歌山県の負担が71,990,600円、町の負担が52,132,300円でございます。

次に、橋脚の部分についてですけれども、請負額2億7,130,700円に対し、県の負担が1億16,414,100円、町の負担が84,299,600円となっております。

それと、次に上部工でございますけれども、今現在発注しております上部製作工で請負額1億18,800千円に対して、県58%の負担で68,904千円。町の負担が残り49,896千円となっております。

今回、最後に上部と取付け道路の部分でございますけれども、今現在設計額が23,653,300円に対して、県のほうの負担が11,877千円、町の負担が8,600千円となっております。

これにつきまして、総合計はちょっとまだなかなか全てできてないんですけども、補助率については60.5%、起債につきましては補助裏の90%充当、そのうち交付税措置が20%ということで、最終的な数字はちょっと少しお待ちいただいてもよろしいですか。

すみません、総合計、町の負担が1億94,928千円で、そのうち90%が起債に充てられますので、1億75,400千円が起債であるというふうなところです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） できればそのあたり後からであれなんで、文書で頂けるとありがたい。

ざくっと私、バーっと聞きながらすると、町の負担が1億94,000千ほどで、9割起債で2割措置されるということは、ただ三千二、三百万また措置されるので結局は1億60,000千ぐらいが丸々の町の負担という理解で、そのあたりになるのか、それはもう概数で結構です。後からまた計算したペーパーを頂けるとありがたい。

そうしましたらもう一点、数年前にここを架け替えたときに、私の記憶は上部、下部で1億強、1千か2,000千、覚えてなかったらいいわ。その数値もできれば後からペーパーで提出をお願いしたいんですが、さように議長、お取り計らい願えますか。

○議長（谷重幸君） はい。

○7番（谷進介君） じゃ、もう結構です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） たしか記憶では、平成20年代に古い寺田橋の長寿命化事業ということで、事業をしておったように記憶しております。私、ちょっとそのあたりの数字というのは今現在持っておりませんので、そのあたりは、また提出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 工事委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第5号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億36,500千円を追加し、補正後の総額を48億83,602千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込み、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことによる減額が大半でございます。これらの不用額と、まだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金などを合わせて財政調整基金へ4億30,000千円を積立てすることが主なものでございます。

では、ページを追ってご説明いたします。

4ページ、第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億23,834千円。住民基本台帳システム改修業務2,585千円の繰越し。民生費は、子育て世帯等臨時特別支援金202千円の繰越し。土木費では、西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替事業50,400千円の繰越し。消防費は上田井地区津波避難施設整備事業59,442千円の繰越し。教育費では、松洋中学校屋内運動場空調設備設置事業6,886千円、体育センター天井改修事業11,783千円の繰越しで、令和4年度への繰越し件数は7件でございます。

5ページ、第3表債務負担行為補正は、小・中学校のAED借上料、ひまわりこども園電気量デマンド監視業務の廃止でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

9ページ、地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金3,000千円の追加は、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、償却資産等事業用家屋に係る固定資産税の軽減による減収額が全額国費で補填されるものでございます。

地方交付税、普通交付税3億34,966千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立てを行うものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農業費、農林水産業費分担金1,000千円の減額は、町単独事業受益者負担金（農地費）で、入札差額によるものでございます。

負担金、民生費負担金630千円の減額は、老人福祉施設措置費の実績見込みによるも

の、教育費負担金1,700千円の減額は、学校給食費負担金の減額でございます。

11ページ、使用料及び手数料、使用料、教育使用料190千円の減額は、体育センター使用料の実績見込みによる減額でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金4,412千円の追加は、実績見込みによる障害者自立支援給付費等負担金9,000千円の追加。児童手当負担金2,441千円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,877千円、子育てのための施設等利用給付交付金270千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

国庫補助金、農林水産業費国庫補助金214千円の追加は、農業委員会交付金の実績によるものでございます。

土木費国庫補助金2,528千円の減額は、実績による住宅耐震化促進事業の減額でございます。

総務費国庫補助金2,601千円の追加は、実績による個人番号カード交付事務費補助金137千円の減額。社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,585千円の追加は、マイナポータルを活用したマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に伴う補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は153千円の追加でございます。

衛生費国庫補助金915千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,200千円の追加。

13ページ、緊急風しん抗体検査等事業補助金285千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

国庫委託金、総務費国庫委託金1,071千円の減額は、衆議院議員選挙委託金の確定によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金2,138千円の追加は、実績見込みによる障害者自立支援給付費等負担金4,500千円の追加。児童手当負担金495千円、子どものための教育・保育給付費県費負担金1,737千円。子育てのための施設等利用給付交付金134千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

県補助金、総務費県補助金750千円の減額は、実績がございませんでしたので、和歌山県移住支援事業補助金の皆減でございます。

民生費県補助金1,616千円の減額は、ひとり親家庭医療費補助金500千円、乳幼児医療費350千円、紀州っ子いっぱいサポート事業補助金151千円、在宅育児支援事業費補助金615千円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

農林水産業費県補助金3,510千円の減額は、各事業の入札差額や実績見込みによるものでございます。

15ページ、土木費県補助金1,134千円の減額は、実績見込みによる住宅耐震化促進事業の減額。教育費県補助金17千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、和歌山県市町村ジュニア駅伝競走大会の中止によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金1億30,000千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立てを行うものでございます。

町債、農林水産業債300千円の減額は、事業費の確定によるものでございます。臨時財政対策債27,300千円の減額は、普通交付税の再算定による減額でございます。

次に、歳出について申し上げます。

17ページ、議会費3,926千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種研修会の中止等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費6,494千円の減額は、会計年度任用職員の人件費の減額、実績見込みや、新型コロナウイルス感染症の影響による出張費用の減額などがございます。文書広報費200千円の減額は、広報みはまの印刷製本費の実績見込みによる減額でございます。財産管理費1,397千円の減額は、庁舎消火ポンプ取替工事の入札差額によるものでございます。

19ページ、青少年対策費650千円の減額は、町補導委員連絡協議会、スキー体験スクールの減額で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことによるものでございます。

公害対策費118千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析の実績によるものでございます。

交通安全対策費656千円の減額は、報酬、備品購入費の減額は実績見込みによるもの、研修会負担金の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小したことによるものでございます。

電子計算費693千円の減額は、基幹系システム構築料、基幹系クラウドシステム共同印刷委託業務の実績による減額でございます。

諸費586千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金は確定によるもの。区長会への補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察研修の中止によるものでございます。

財政調整基金費4億30,000千円の追加は、不用額と、まだ予算化していない前年度繰越金、普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

地方創生事業費1,490千円の減額は、実績見込みなどによる減額でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費7,489千円の減額は、各事業の実績による減額でございます。

21ページ、徴税费、税務総務費419千円の減額。賦課徴収費100千円の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

戸籍住民基本台帳費2,213千円の追加は、実績見込みによる減額や、委託料2,585千円の追加は、マイナポータルを活用したマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に伴う住民基本台帳システム改修でございます。補助率は100%でございます。

23ページ、選挙費、衆議院議員選挙費967千円の減額は、確定によるもの。

監査委員費296千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等の中止による減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費820千円の減額は、超過勤務手当では30千円の追加。旅費50千円、負担金補助及び交付金800千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小や中止によるものでございます。

国民年金費60千円の追加は、人件費の追加でございます。

25ページ、老人福祉費1,748千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。主なものとして、扶助費では、利用者の減により、老人福祉施設措置費2,200千円の減額。繰出金では、介護保険特別会計への繰り出し2,021千円の追加でございます。

心身障害者福祉費17,830千円の追加は、主なものは、利用者の増による障害介護給付費18,000千円の追加。

地域包括支援センター運営費500千円の減額は、超過勤務手当の減額でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費、報償費100千円の減額は、対象者の転出による子育て応援給付金の減額。扶助費3,945千円の減額は、児童手当などの実績見込みによる減額でございます。

児童福祉施設費5,081千円の減額は、実績見込みによる認可保育所負担金などの減額。

27ページ、児童措置費2,700千円の減額は、乳幼児や子ども医療費などの減額でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費3,460千円の減額は、人件費の減額や妊婦健康診査費、不妊治療費などの実績見込みによる減額でございます。

予防費5,693千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う人件費などの追加、そのほか各種予防接種や検診などの減額は、実績見込みによるものでございます。

墓地基金費158千円の追加は、令和2年度の墓地関係歳入歳出決算差額を積立てするものでございます。

29ページ、清掃費、塵芥処理費12,486千円の減額は、指定ごみ袋の入札差額による減額、清掃センター負担金の確定などによるものでございます。

し尿処理費1,365千円の減額は、クリーンセンター負担金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費238千円の減額、農業総務費1,000千円の減額、農業振興費5,633千円の減額は、超過勤務手当の減額。新型コロナウイルス感染症の影響により、農業まつりや研修会の中止による減額などがございます。農地費7,392千円の減額は、各事業の入札差額や実績見込みによるものでございます。

31ページ、林業費、林業総務費1,162千円の減額は、会計年度任用職員の人件費の減額や松くい虫防除事業など、入札差額によるものでございます。

水産業費、水産業振興費1,600千円の減額は、実績がございませんでしたので、河川流出物等改修事業、重機借上料、原材料費の皆減でございます。漁港管理費900千円の減額は、実績見込みなどによる修繕費、重機借上料の減額。33ページ、漁港建設費388千円の減額は、入札差額によるものでございます。

商工費356千円の減額は、実績による減額。

観光費484千円の減額は、旅費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、美浜サミットの中止などによる減額、需用費では、キャンプ場の光熱水費の実績による減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費655千円の減額は、超過勤務手当などの減額によるものでございます。

道路橋梁費、道路維持費1,276千円の減額は、会計年度任用職員の人件費の減額。35ページの使用料及び賃借料は、実績による重機借上料の減額。備品購入費は、土木用機材の購入による137千円の追加でございます。道路新設改良費326千円の追加は、和田東29号線の道路拡幅に伴う地籍測量図作成手数料でございます。

河川海岸費、河川海岸保全費48千円の減額は、県河川協会への負担金の減額。砂防費204千円の追加は、全国治水砂防協会への負担金の減額。三尾地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う町の負担金252千円の追加でございます。

消防費、非常備消防費348千円の減額は、旅費、負担金補助及び交付金の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会などの中止によるもの。備品購入費の減額は実績見込みによるものでございます。

37ページ、災害対策費4,319千円の減額は、報償費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、防災講演会の中止による減額。委託料、負担金補助及び交付金の各事業等の減額は、実績見込みによるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費273千円の減額、教育諸費76千円の減額、外国青年招致事業費235千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外研修等の中止や実績見込みによるものでございます。

39ページ、教育施設整備基金費1億円の追加は、前年度繰越金、普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

小学校費、学校管理費808千円の減額。教育振興費50千円の減額。中学校費、学校管理費295千円の減額。教育振興費800千円の減額は、会計年度任用職員の人件費の減額。実績見込みによる準要保護の減額でございます。

41ページ、幼稚園費2,148千円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費12,790千円の減額は、会計年度任用職員においては、保育士等処遇改善臨時特例交付金による処遇改善策を追加しているものの保育教諭等の人件費の減額、需用費の光熱水費、委託料は実績見込みによるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費910千円の減額、43ページ、公民館費159千円の減額、図書館費762千円の減額は、会計年度任用職員の人件費の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修や事業等の中止などによる減額、実績見込みによる減額でございます。

保健体育費、保健体育総務費714千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種大会の中止による減額、体育施設費1,998千円の減額は、入札差額による柔剣道場解体撤去工事設計監理委託業務の減額。

45ページ、学校給食施設費3,095千円の減額は、実績見込みによる賄材料費、学校給食校外調理業務の減額などがございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十一分休憩

—————・—————

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。いっぱいあるんやけれども、まず、同じようなジャンルで、まずは14ページの一番下の農業費補助金のうち、このあたり入札差額と言われましたけれども、細部説明で、どこがどう当たって、最初のその見込みの事業費は幾らで、どれぐらいが入札差額、何%だったのか。

同じような趣旨で、18ページの下2つ、庁舎消火ポンプの取替工事設計、後もありますけれども。それともう一点、その差額の分と22ページの下から2行目かな、総務費の戸籍住民基本台帳、この中の委託料2,585千円で、趣旨は聞きましたが、補助率は100%。ほな、私のこの表の見方が見えないのか、その財源の中で国庫支出金は2,448千円ですよね。そうやけども、委託料は2,585千円で100%と。このあたり、私の理解の仕方が悪いんですかね。そのちょっとここの説明をお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 18ページの財産管理費、工事請負費1,265千円の減額。これについては庁舎消火ポンプ取替工事についてでございますが、こちらについては、3者による指名競争入札が行われまして、落札率については97.41%でございます。

以上です。

○7番（谷進介君） 元の値段。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） すみません、申し訳ございません。

元の予定価格についてですけれども、3,782,900円で、最低制限価格は3,392,400円。こちらはどちらも消費税込みとなっております。

予算についてですが、当初4,950千円の予算を取ってございました。入札によりまして契約額につきましては3,685千円ということで、入札の差額により、今回減額補正のほうをさせていただきました。落札率については97.41%となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（大星好史君） 農地費補助金の入札差額ということでございまして、まず防災重点ため池について、当初予算10,000千円に対して、8,821千円で落札されましたので、その差額1,179千円を減額というところでございます。この委託業務の請負業者につきましては、和歌山県土地改良連合会でございます。

次に、松くい虫防除に関する林業費補助金の減額でございましてけれども、林業費補助金の森林病虫害防除事業補助金、これに対しましては現在15,444千円に対しまして、17,180千円の落札でございました。によりまして107千円の減額というようなところでございます。

次に、松くい虫防除事業損失補償金の減額ですけれども、損失につきましては、これが今さきに申し上げた、申し訳ございません、ちょっと間違いでございまして、これが15,440千円に対して、先ほど申しましたように14,718千円ということで、今回640千円減額させていただいているというようなところでございます。

次に、その上、森林病虫害防除事業補助金ですけれども、当初予算が3,242千円に対しまして、樹幹注入でございましてけれども、樹幹注入が616千円と特別伐倒駆除2,342,100円でしたので、107千円の減額というようなところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 先ほどご質問いただきました22ページの委託料、住民基本台帳システム改修の100%補助の関係ですけれども、その財源が予算書でいきますと2,448千円と書いていますけれども、その委託料の下に備品購入費であるんですけれども、個人番号カード券面印字プリンター、マイナス137千円、これも国費でございまして、全部100%の補助でございまして、上の2,585千円と137千円を引いた結果、財源が2,448千円となったということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） では、債務負担行為の表の中で、間違えていたらあれですけども、下から3つ目、消防費59,442千円繰越し、ごめんなさい、繰越明許、債務負担じゃなかったです。申し訳ない。

これは上田井の高台工事の遅れという理解でいいのか。であるならば、これは新聞で、全員協議会等コロナの関係で開催できずにいろんなことがあったんだろうと思いますが、私の情報収集能力の遅れもあるんでしょう、新聞でこのニュースを見ました。

新聞によりますと、土砂搬入の遅れ、手配の遅れによる工事遅延というふうな形で6月末日と、そのように見ましたので、なぜそのような状況になったのか。特にこだわる点はこの前の臨時議会かな、その前かな、補正処理があって、土砂の置場、またそこからの搬入費用というのは急遽補正の議案が出て可決したやに記憶をしておりますが、そういう状況からいろいろ考えると、かなり何か説明というか自分の理解にもそこがあるような。

住民の皆さんとしては不信も抱きますし、3か月も遅れるということもございましょう。そのあたり説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず工事の流れ的なところなんですけど、7月臨時会で承認いただいて、そこから発注をかけていったというところなんです。

9月から県のほうにまずはお願いして、県の土木工事で約1万 m^3 手配できました。それで、工事は全体で1万5,000 m^3 必要ということだったんですが、県のほうでは約束手事で1万 m^3 を何とか確保したいんやということでお願いした結果、そこから搬入が9月から始まりました。

それで、予定どおり1万 m^3 が11月までに入ってくることはできたんですが、ただ、12月から、他の予定していた自治体がおったんですが、そのところもちょっと工事が遅れているというようなところもあって、別の自治体とか、あるいはまた再度県の工事をお願いしたんですが、やはりその辺はなかなか難しく、うちの調整がつかず2か月ほど遅れたというところがございます。

ただ、今現状で言いますと、その土の5,000 m^3 もほぼ入ってきている状況で、後は上部のほうのトイレであったり、倉庫であったりというような形の今年度の工事を終えて、それ以外の部分については、繰越しをするというような流れとなっております。

まず、手配が遅れたというようなところでは、うちの調整不足というところもあったんですが、予定どおりここから、ここからということで土を頂く以上、なかなか難しい点があって遅れたということでもあります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明によると、3か月ではなく、もっと短い期間で完了はできるよというように理解してよろしいですね。

ただ、でも、そもそも臨時議会でのその補正、それはこちらの予定よりも、土砂の搬入

が早くなるから土砂の置場を確保して、そこから搬入をするということで、あの百数十万円の追加だったような、そういう説明を聞いた記憶があります。間違えていたらまたご指摘をいただいたら。

そもそも早くなるというほうで補正をかけたのに、結果遅くなるって、そんな。そのことに対してはどんなに考えているのかはつきり聞きたいですね。

確かにほかの県とか自治体にお願いしているというか、でも、そこはビジネスですのでね。通常大きな工事であれば、3か月も遅れたら莫大な損害賠償金を請求するはずですよ。完成日が何月何日と約定して億の単位の工事を発注するわけですから。そんなふうな考えがあるのか。

まさにこれは町長が触れている住民の安心・安全の最たる施設のはずですので、そのあたりを考えると何かドタバタというか、全くもって真剣に事業を推進しているやに取れないというのが、皆さんの偽らざるところだと思いますが、その点いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） まず臨時会を開いて、できるだけ早くというようなところでございますが、実際3月31日、今年度末で終わりたいというような計画の中で進めていく上で、土の搬入等を考えて、最後の上部工まで出来上がると考えた中では、やはりこの時期が一番よかったのではないかという判断でお願いしたことであります。

ただ、県のほうの搬入に関しましては、うまいこと予定どおり入っては来たんですが、なかなかその県が入った後の5,000㎡の手配というのは、国にも掛けおうたり、近くの町にもお願いしたりいろいろしたんですが、なかなか入って来なかった。

決して計画どおりできていなかったというわけではないんですが、今回相手方もあるところで、なかなかうまいこと調整がつかなかったということで、私どものほうの手配不足というようなことだと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そこまで真摯におっしゃっていたのであれですけども、いやいやその臨時議会での説明では、予定よりも早く土砂が来るからという説明違いましたか。今の答弁はそこを触れられてなかったですね。

そういう説明を聞いて、土砂の置場と搬入というか、その運搬費の補正違いましたか。説明は、こちらの段取りよりも早く土が来るからだったでしょう。それが結果遅くなるという、だからすごく不信感というかが当然に湧いてくる案件だと思うんですね、これ。

それとこれは請け負っている業者から何のいわれもないことも全く、私、存じ上げていますけれども、何のあれもないんですが、ただ3か月も支払いが遅れるということになりますよね。そんなふうにもしこれ、たしかあの地元の業者さんとの契約だったやに思いますので、そんなふうには美浜町の住民、協力してくれるその業者さんにも多大な迷惑をかけるということもしっかり考えているのか。

住民さんからもいろんな意見を賜りましたので、ここは強く批判の意味を込めて再度お聞きします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） すみません。まず1点目のその臨時会のところで早くなると、僕の勘違いで申し訳ございません。

というのが、1月の臨時会のときに、運搬費ということで仮置きのところを手配したと。それで予定より早く入ってきたと、このように説明しました。

というのが、そのときには県の工事がバンバン進んでいる中で、そのときにそうですね、大体1日40台ぐらい、約400m³ぐらいというような形を取っておったんですが、それ以上に入ってきたときに、仮置きのほうへ持っていったというようなところで、予定どおり入れてくれるんやから仮置きの場所へ置かせていただいたというような多分説明だったと思います。

それはそれで、県の分はちゃんと入ってきたんですが、その後の手配が遅れたということで、まず、その辺だけ1点目です。

それと、業者のほうに3か月遅れるということはどうなというような話であったと思うんですが、実際、大変遅れたことに関しては、悪い気持ちは持っております。それで当然その業者との話合いの中で、まずはうちはできるだけ土を手配するから、工事のほうはできるところから進めてほしいということをお願いしたのと、こんだけ遅れるということに関して、業者のほうには理解を得ております。

そういう形で進めておるんで、その辺のほうは十分理解していただいているものだと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、碓井議員。

○2番（碓井啓介君） 確認なんですけれども、臨時議会のときに、一遍に量が入ってくると、処分し切れんと。それで仮置場へ置くと。仮置場へ置いて、仮置場からまた運ぶために、積込み、輸送、この分のお金が要るので補正で増額してくださいという話だったですよ。

今のお話では、県からの分はそのような処分をしたと。たくさん一遍に入ってきたから一旦仮置場において、そこからまた運んだと。その増額した分はそのときにしっかり使っていますと要っていますという話ですか。

それはそれで要って、だから増額補正の分は終わっていますと。それ以降の分が入ってくるのが遅れたということですか。分かりました。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） また違う趣旨のところですか。歳入でも歳出でもいいんですけどもこの10ページ真ん中辺りです。地方交付税、普通交付税3億34,966千円。これはこの間の議会のときに、交付税があとどんだけあるんやみたいな話のときに少しもう触れましたが、今回はしっかり計上されておりますので。こんなに余ったら本来の町の業務はちゃんとされたんですか。多分元の14億50,000千とかいうと、20%で利かないですよ。25%ぐらいこのところで急遽財源として入れて、これはそのまま積むんでしょう、財調に。そこは何も文句があるわけじゃないんですけども。

地方交付税の計算の成り立ちからすれば、これは町の運営に必要なやから地方交付税って交付されているので、そのうちの20%近くも余ったら、町のサービス30%していなかったようなことはないんでしょうけれども、その辺どのように考えられていますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、今回の補正額につきましては、普通交付税3億34,966千円の追加となっております。

まず、この普通交付税の当初予算の時点ですけれども、予算額でいきますと13億33,564千円を予算のほうで計上してございます。それで7月に本算定があるわけなんですけど、そのときには16億25,883千円でした。

理由といたしまして、当初予算、この差があるわけなんですけれども、これについては、当初予算では国調の人口の減によりましてを見込んでいたわけなんですけれども、逆に算定では人口急減補正とか、需要額のほうで地域デジタル社会の推進費の追加などによりまして、結局は増加となっております。

その後なんですけれども、国税の収入が増えたということで12月に再算定がございました。その再算定後の金額でいきますと、交付税の額が17億12,955千円となっております。大幅に増加となっておりますわけなんですけれども、それと今回この交付税の額についてですけれども、普通交付税というのは財源調整の役割を担っているところがございます。今回ふるさと納税のほうも、当初予算で3億円を見込みました。追加で3億50,000千円の追加補正を行ったといったところもございます。財源のほうが増額となったといったところがございます。

質問の令和3年度の町のサービスはどうかといったところなんですけれども、あくまでもこの普通交付税が増額で入ったといったところではございますけれども、令和3年度のサービスというのは不足はしておらないというふうに考えておりますし、この増額分につきましては、来年度以降の事業のほうに実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 釈迦に説法で私の理解が間違っていたらご指摘ください。

普通交付税というのは、やはりその町が要る金、いわゆる基準財政需要額ですか。それ

から収入額を引いて、足りない分を普通交付税として交付されるんですよね。

要は、基準財政需要額ということは美浜町の需要額なんでしょう。その需要ということとは当然必要な額ということなんで、必要な額で、収入額より足らん分がこれ負担されたんでありますから、やっぱり必要な額を3億数千万も使ってなかったというのが普通の足し算、引き算の結果のように思いますが、違うんですかね。

という指摘と、それでは、例えばふるさと納税、3億が3億50,000千という、おおむね3.5を掛けると1億二、三千万が財源としてプラスになったから。そんなふうな具体的に3億34,966千円普通交付税を余らせた。そこから例えば、答弁にありましたふるさと納税分のプラスはこれだけで、その他こうこうで、だから、通常いつも数千万円、30,000千か40,000千ぐらい余るといって、財調へのそんなふうな積み増しているような記憶、これアバウトですよ、そんな年度もあったように記憶していますが、そんなこんなで、もうちょっとはつきり、これこれこういうことで差引き、やはり通常の年度と変わらない、今課長が答弁されたように、令和3年度の町の公共サービスとしては問題がないというふうなお答えをしっかりと、もうちょっと具体的な数字で出ないですかね。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、交付税についてですけれども、需要額については、国の所得税及び法人税の収入額の33.1%、酒税の収入額の50%、それと消費税の収入額の19.5%、それと地方法人税の収入額の100%が交付税として入ってくると。その中で、交付税の中でも普通交付税については、その中の94%が交付されるといったところでございます。

今回は、当初の本算定のときには美浜町のほうに入ってきた金額につきましては16億ほどでございましたんで、国税のほうで、税収のほうで追加補正されたといったところで、17億円ほど町のほうに入ってきたといったところでございます。あくまでも国税の収入額に応じた中で、美浜町のほうに交付されたといったところでございます。

ふるさと納税についてでございます。

令和3年度、あくまでも見込みですけれども、寄附金につきましては約6億70,000千円程度の寄附金となる見込みでございます。それから返礼品及び事務手数料といったところで4億円ほど費用が要ると。実質的な収入につきましては約2億70,000千円程度が実質の税収額といったところでございます。

そういった中で、ふるさと納税とか普通交付税の増額分が財源が膨らんだといったところで、今回普通交付税のほうにつきましても補正のほうをさせてもらっていますし、繰越金のほうも補正のほうをさせていただいております。その余った部分、財源について、財政調整基金のほうに4億30,000千円の積立てをさせてもらいました。

行政サービスが低下しているのではないかと、そういうふうなご質問ですけれども、あくまでもそういった考えはございません。この財源につきましては、町長の施政方針でも

ございましたように、次年度以降に実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 説明の言わんとすることは分かりました。

それでは、同時に最初お聞きしておけばよかったんですが、例えば今の細部説明で28ページ、衛生費等々の委託料の減額ですよね。それでまた同じく38ページの委託料であるとか負担金補助金の減額、ほかのところでも各種負担金補助金の減額。減額、減額、減額でありましたが、この辺は例えば実施率はどうなって、あぁなって、これは例年並みなの。それとも住民サービスが低下していないと言いながらも、この辺り実績は全て減額であります。その点についての見解はどうなんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 全体的なことといたしまして、今回の歳出の補正につきましては、実績による減額とか入札差額による減額とか、それとかコロナで実施できなかったといったところで減額補正のほうをさせていただいております。

例年この3月議会については実績による減額ということで、結構減額補正ちゅうんが多いわけなんですけれども、やはり当初予算の編成時には、歳入については過大見積りにならないようにといった予算の組み方、また歳出については、ちょっと、あまり好ましくはないんですけれども、少し余裕のあるというか、そういうふうな予算の組み方をしておるといったところでございます。

そういったところの中で、不用額が生まれた場合については、3月補正で対応のほうをさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。防災企画課長。

○防災企画課長（太田康之君） すみません、先ほど谷議員の質問の中の繰越しの場面の中で、僕が答弁したのは1月の臨時会と言うたと思うんですが、12月の議会のところでも工事請負契約の変更ということで説明しました。申し訳ございませんでした。

○議長（谷重幸君） ほか、ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和3年度美浜町一般会

計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第6号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,063千円を追加し、補正後の総額を8億64,631千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料5,864千円の追加は、特別徴収保険料と普通徴収保険料の調定による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金は2,953千円の減額。支払基金交付金、介護給付費交付金は2,622千円の追加。県支出金、県負担金、介護給付費負担金は1,839千円の追加で、いずれも変更申請によるものでございます。

8ページ、繰入金、一般会計繰入金は2,021千円の追加で、内訳は、介護給付費繰入金が2,952千円の追加。事務費繰入金は931千円の減額。地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、125千円の追加。地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は125千円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は2,000千円の追加で、保険給付費へ充当するものでございます。

繰越金11,670千円は、前年度からの繰越金の残高を全額予算計上してございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は931千円の減額で、内訳は、職員手当等が280千円の減額と共済費10千円の追加で、人件費の補正でございます。需用費は100千円の減額で実績見込みによるもの。負担金補助及び交付金は561千円の減額で、御坊広域行政事務組合への負担金の確定によるものでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費は18,600千円の追加で、要介護の認定を受けた方への介護サービス、デイサービスやヘルパーの利用、施設入所費用等の実績見込みによるものでございます。

12ページ、その他諸費は、審査支払手数料で10千円の追加。高額介護サービス費は1,500千円の追加。高額医療合算介護サービス等費は3,500千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は616千円の減額。介護予防・生活支援サービス事業費は1,000千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第7号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ915千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億41,578千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料915千円の追加は、後期高齢者医療広域連合からの賦課見込みによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費915千円の追加は、保険料の賦課見込みに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和3年度美浜町後期高

齡者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時四十四分散会

再開は明日17日午前9時です。

お疲れさまでした。